

高松塚古墳壁画の新たな保存管理・公開施設を検討するに当たり前提とする事項

「国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会」（第 4 回）（平成 17 年 6 月 27 日）において、「将来的には、カビ等の影響を受けない環境を確保し、現地に戻す」という恒久保存方針が決定され、「古墳壁画の保存活用に関する検討会」（第 15 回）（平成 26 年 3 月 27 日）において、壁画・石材等の現状を勘案し、「環境を制御しながら安全に壁画・石室の保存管理ができるよう、修理後の当分の間は、古墳の外の適切な場所において保存管理・公開を行うことが適切である」と決定された。

今後、新たな保存管理・公開施設の方向性を検討するに当たり、前提とする事項を以下に整理する。

○壁画・石材の単位や置き方

現在実施中の修理の際には、石材ごとの単位で、壁画面を上にし、平置きして作業を実施している。

壁画・石材の脆弱性や、将来的には現地に戻す前提等を考慮し、保存管理・公開施設においても、石材ごとの単位で、壁画面を上にし、平置きすることを踏襲する。

○公開の対象

石室を構成する 16 個の石材（床・壁・天井）を公開の対象とする。公開にあたっては文化財の保存を第一とし、壁画面及び床面と、石材の状況を可能な範囲で広く公開できることが望ましい。

○明日香法

保存管理・公開施設の計画に際しては、建築基準法、消防法、文化財公開施設の計画に関する指針等に加え、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」（明日香法）及び関連の条例等に準ずることが必須である。